

こんなとき利用できます

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方々が、いろいろな手続きや契約をするときに、不利な契約を結ばないように支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。



広島県地域包括ケア推進センター

(財団法人広島県地域保健医療推進機構)

広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター2階

平成24年作成

こんなとき、成年後見制度が利用できます

お金の管理ができなくなったとき

- 通帳や印鑑の置き場所がわからなくなった
- お金の支払いのことが理解できなくなった
- 金融機関での手続きができなくなった

成年後見制度を利用していれば後見人等が貯金や年金などの財産管理を行います。

本人がよくわからないまま契約をしてしまうとき

- 訪問販売などで必要のない商品を購入してしまった

契約内容がよくわからないまま、契約書にサインしてしまったときも成年後見制度を利用していれば、本人が結んだ契約を取り消すことができます。

医療や介護サービスの手続きができなくなったとき

- 介護サービスの契約がよくわからず不安
- 施設や介護サービスをどのように選んで契約したらよいかわからない

成年後見人等は本人の希望を聞きながら、医療や介護事業者との契約や手続きを行います。契約が結ばれた後、サービスがきちんと受けられているかどうかの確認など、本人の権利を守ります。

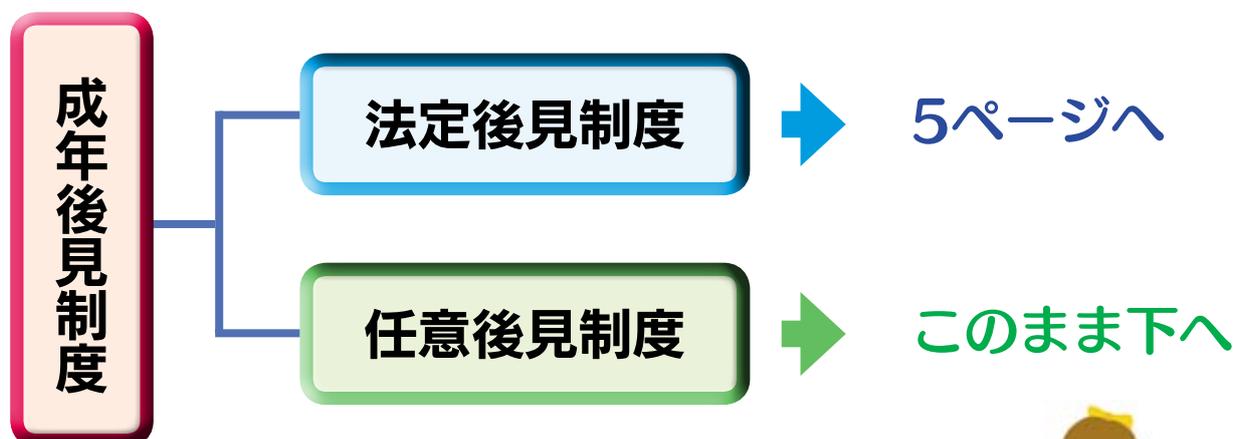
将来の財産管理などが不安なとき

- 一人暮らしなので将来の財産管理が心配
- 将来、認知症になったり、病気で倒れたときに介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい

判断能力が十分なうちにあらかじめ信頼できる人と契約を交わし、判断能力が不十分になった後に、その人に財産管理などを任せる任意後見制度もあります。

成年後見制度とは…

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している方のための「法定後見制度」と、判断能力が低下する前に自分で準備しておく「任意後見制度」があります。



任意後見制度

あらかじめ自分の意思で任意後見人を決めておきます。判断能力が不十分になったときに何をしてもらいたいかを話し合い、その内容を公証人役場で公正証書にしておきます。任意後見制度には、利用形態によって、3つの種類があります。(下図参照)

将来型

任意後見契約締結後、判断能力が低下したときに任意後見監督人選任の申立てをし、任意後見が始まります。

即効型

任意後見契約締結後、すぐに任意後見監督人選任の申立てをし、任意後見が始まります。

任意代理の委任契約からの移行型

あらかじめ任意代理委任契約と任意後見契約を同時に締結し、将来、判断能力が低下したときには、任意後見監督人選任の申立てをし、任意後見契約に切り替わります。その後は、「将来型」と同様です。

判断能力が低下する前に自分で準備しておく 任意後見制度

まだ、判断能力があるうちに、自分が万一、認知症などにより判断能力が低下する場合に備えて、あらかじめ本人が「任意後見人」にふさわしい人（任意後見受任者）やその人に頼む内容を決めておく制度です。

任意後見制度利用の手続き

①頼む人と頼む内容を決める

将来、誰に任意後見人として援助をしてもらうか、どのような援助をしてもらうかを決めます。任意後見人には、公正証書の契約の中で具体的に決められた行為の「代理権」だけが与えられます。



②契約を結ぶ

頼みたい人と一緒に公証人役場に行って、頼みたい内容について「任意後見契約公正証書」を作成します。

公正証書作成手数料11,000円、登記嘱託手数料1,400円、収入印紙代2,600円、その他、本人に交付する正本等の用紙代や登記嘱託書郵送用切手代などの費用が必要です。

(公証人役場については右の表を参照)

公正証書を作成した場合、公証人から成年後見登記の手続きが行われます。

(戸籍には載りません。)

その後、本人の判断能力が不十分になった

③任意後見監督人選任の申立てをする

本人、配偶者、四親等以内の親族または任意後見受任者（援助を頼んでおいた人）が、家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。

④任意後見がスタート

家庭裁判所が任意後見監督人を選任すれば、そのときから任意後見が開始します。



⑤任意後見契約の終了

- 任意後見監督人が選任される前であれば、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約をいつでも解除することができます。(任意後見契約の解除)
- 任意後見人に不正な行為等があった場合、家庭裁判所は、本人などの請求により任意後見人を解任することができます。
- 本人の死亡・破産により任意後見契約は終了します。
- 本人の利益のために特に必要があって法定後見（後見・保佐・補助）が開始された場合、任意後見契約は終了します。

※自己決定を尊重するという立場から、本人が自分で後見の在り方を定めた任意後見契約による保護を優先します。

ただし、任意後見契約で決めてある代理権の範囲が狭かったり、同意権・取消権による保護が必要になった場合は、申立てにより、家庭裁判所が必要であると認めたとときに限り、法定後見を開始します。

[県内公証人役場一覧]

名称	郵便番号	所在地	電話番号
広島公証人合同役場	730-0037	広島市中区中町7-41 三栄ビル9階	082-247-7277
東広島公証役場	739-0043	東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島4階	082-422-3733
呉公証役場	737-0051	呉市中央三丁目1-26 第一ビル3階	0823-21-2938
尾道公証役場	722-0014	尾道市新浜二丁目5-27 大宝ビル5階	0848-22-3712
福山公証役場	720-0034	福山市若松町10-7 若松ビル4階	084-925-1487
三次公証人役場	728-0014	三次市十日市南一丁目 4-11	0824-62-3381

判断能力が不十分な方のための 法定後見制度(後見・保佐・補助)

判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が適任と認める人を成年後見人(保佐人、補助人)に選任し、本人を保護・支援する制度です。判断能力の程度によって後見・保佐・補助の3つの類型があり、役割や権限、申立て時の本人の同意の必要性など、その要件が次のように異なります。



		後 見	保 佐	補 助
要件	対象者の判断能力	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
	医師による鑑定	必要 (省略する場合もあり)	必要	原則として不要
開始手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町長		
	本人の同意	不要	不要	必要
同意権・取消権	同意権付与の対象	日常生活に関する行為以外の法律行為	民法13条1項所定の行為、および申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 (民法13条1項所定の行為の一部)
	本人の同意	不要	不要	必要
	取消権付与の対象	本人の法律行為を取り消しする	重要な法律行為を取り消す又は追認する (裁判所に認められた法律行為を取り消す又は追認する)	裁判所に認められた重要な法律行為を取り消す又は追認する
代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が認める特定の法律行為	
	本人の同意	不要	必要	必要

判断能力が欠けているのが通常の状態の人には



成年後見人

本人の財産を管理するほか、本人に代わって契約を交わしたり、本人が交わした不利益な契約を取り消すことができます。

判断能力が著しく不十分な人には



保佐人

金銭の貸し借りや不動産の売買など一定の重要な財産行為については、保佐人の同意が必要になり、保佐人の同意を得ずに交わした契約は取り消すことができます。
(家庭裁判所で定められた範囲に関し、契約の代理を行います。)

判断能力が不十分な人には



補助人

家庭裁判所で定められた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。

成年後見人(保佐人、補助人)の仕事

家庭裁判所から選任された成年後見人・保佐人・補助人は、本人の意思を尊重して、その心身の状況や生活状況に配慮しながら、おもに次のような仕事を行います。

(1) 生活・療養看護(身上配慮・身上監護)

本人に介護や医療が必要な場合に、各種の情報を入手したり、契約を行うなど介護や医療が適切に受けられるようにします。本人の生活に必要な手続きをし、本人の財産から計画的に費用を支出します。

(2) 財産管理

本人の財産を管理します。財産目録を作成し、家庭裁判所に提出します。
本人の財産から支出できるものは、基本的には本人の生活・療養看護に関する費用です。
収入・支出について金銭出納帳をつけ、領収書などの資料を保管します。

(3) 家庭裁判所への報告

家庭裁判所は、定期的あるいは随時、後見等の事務に関する報告を求め、調査します。また、本人の生活の大きな変動、大きな財産処分、高額な物品の購入、遺産分割などがある場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることになります。

成年後見制度(後見・保佐・補助)利用の手続き

①申立て準備

まず、最寄りの家庭裁判所で、成年後見制度等に関する手続説明DVDを視聴するなどして、説明を受けた後で、申立ての手引きと必要書類をもらい、記入します。また、必要な書類、資料を集めます。

医師に家庭裁判所が定める様式の診断書を書いてもらいます。診断書は、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断する場合に必要となります。



②申立て

本人の現実の居住地を管轄する家庭裁判所に後見(保佐・補助)の開始を申立てます。申立てには予約が必要です。(管轄の裁判所については10ページ参照)

申立てができる人は?

本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町長

申立てに必要な書類は?

- | | | | |
|--|----------------------------------|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 申立書 | <input type="checkbox"/> 各種事情説明書 | <input type="checkbox"/> 財産目録 | <input type="checkbox"/> 収支予算表 |
| <input type="checkbox"/> 候補者の戸籍謄本住民票 | | <input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本 | |
| <input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本・戸籍附票 | | <input type="checkbox"/> 候補者の登記なきことの証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 本人の登記なきことの証明書 | | <input type="checkbox"/> 申立手数料(収入印紙) | |
| <input type="checkbox"/> 診断書(家庭裁判所が定める様式のもの) | | <input type="checkbox"/> 郵便切手 | <input type="checkbox"/> 登記手数料(収入印紙) |

申立て費用は?

収入印紙(1件につき800円、付随的な申立てがある場合にはさらに手数料が必要)、収入印紙(2,600円)、郵便切手(4,000円程度)鑑定費用が5万円~10万円程度かかる場合もあります。



③調査・鑑定

[調査・審問]

事案によっては、家庭裁判所の調査官が本人と面接して、本人の状況や意思を確認したり、申立人や家族などに事情を尋ねたりすることもあります。また、家事審判官が本人や申立人と面接し、申立事情を確認することもあります。



[鑑定]

本人の判断能力について、医師による鑑定を行います。後見・保佐については原則として鑑定が行われます。本人の状況によっては、省略することもあります。



④審判・後見のスタート

家庭裁判所が成年後見人等を選任し、後見等を開始する審判によって、成年後見制度による援助が始まります。成年後見制度の開始は登記されますが、戸籍には載りません。

誰が
成年後見人等になるの？

家庭裁判所の判断で、親族が選ばれる場合もありますし、弁護士、司法書士、社会福祉士などを選ぶ場合もあります。選任された成年後見人等が、後見等の業務を行うにあたっては、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見人等には報酬は支払われるの？

成年後見人等からの申立てがあれば、家庭裁判所が成年後見人等の行った業務の報告などに基づき、本人の財産から一定額の報酬を与える旨を決めることになります。本人の財産から勝手に差し引くことはできません。



⑤後見等の任務終了

- 本人が死亡した段階で後見等は終了します。
- 成年後見人等に正当な事由がある場合には、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます。
- 不正な行為や著しい不行跡があった場合などには、家庭裁判所から解任される場合もあります。

成年後見制度 よくある質問



Q 公正証書って何？

A 公正証書は、法務大臣の任命する法律の専門家である公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書で、各種契約や遺言などについて作成します。
なお、任意後見契約は、公正証書によらなければ締結することができません。

Q 公正証書はどうやってつくるの？

A 当事者が必要書類を持参して、公証人役場に出向き、公証人に作成する公正証書の内容を説明し、公証人が公正証書を作成し、その内容を確認して署名捺印して作成します。

任意後見契約に関する公正証書も公証人役場で作成するのが原則ですが、任意後見の委任者(本人)が病気などで公証人役場に行けないときなどには、公証人が本人の自宅や病院などに出張してくれることもありますので、公証人に相談してください。

Q 成年後見の申立てをする人がいない場合は？

A 身寄りがいない、身内から虐待を受けている、親族が申立てをしないなどの場合、市町が法定後見の申立てをすることができます。
(各市町の窓口へ問い合わせてください)

Q 緊急に財産管理が必要な場合は？

A 法定後見の申立てから審判までの間に、本人の財産管理が第三者に侵害される恐れがある場合や、施設入所契約を緊急に締結するなどの場合があります。
このような場合、審判が決定するまでの間、家庭裁判所が申立て又は職権によって財産の管理者を選任する「審判前の保全処分」がとられることもあります。

Q 本人と成年後見人等の利害が対立する場合は？

A 成年後見人等と本人との間で利害が対立する場合は、特別代理人や後見監督人等の選任が必要となり、特別代理人、後見監督人等が成年後見人等に代わって事務処理を行うこととなります。

成年後見制度の利用についてのご相談は

紙屋町法律相談センター（広島弁護士会）

〒730-8501 広島市中区基町6-27 そごう新館6F
〔予約専用、火曜日を除く毎日〕 電話 (082) 225-1600

(公社)成年後見センター・リーガルサポートひろしま(広島司法書士会)

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-69 広島司法書士会内
電話 (082) 511-0230

権利擁護センターぱあとなあひろしま(社団法人広島県社会福祉士会)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館内)
電話 (082) 254-3019、090-7970-3019

成年後見制度の申立て手続きに関することは

庁名	所在地	管轄区域
広島家庭裁判所	本庁 〒730-0012 広島市中区上八丁堀1-6 電話 082-228-0563	広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市 安芸高田市の内八千代支所の所管区域 三原市の内大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡
	呉支部 〒737-0811 呉市西中央4-1-46 電話 0823-21-4992	呉市、江田島市、竹原市、豊田郡
	尾道支部 〒722-0014 尾道市新浜1-12-4 電話 0848-22-5286	尾道市、三原市(大和支所の所管区域を除く) 世羅郡世羅町(せらにし支所の所管区域を除く)
	福山支部 〒720-0031 福山市三吉町1-7-1 電話 084-923-2806	福山市、府中市、三次市の内甲奴支所の所管区域 庄原市の内総領支所の所管区域、神石郡
	三次支部 〒728-0021 三次市三次町1725-1 電話 0824-63-5169	三次市(甲奴支所の所管区域を除く) 庄原市(総領支所の所管区域を除く) 安芸高田市(八千代支所の所管区域を除く) 世羅郡世羅町の内せらにし支所の所管区域

高齢者の保健・福祉等の 総合相談窓口として、 地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護や生活上の困り事、権利擁護など、幅広く様々な相談に応じています。

最寄りの地域包括支援センターは

広島県地域包括ケア推進センターは

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、医療介護連携の構築や地域包括支援センターの活動支援を行います。

所在地：広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター2階
電話：082-254-1166



交通機関

- JR広島駅から
路面電車(5番)比治山下経由広島港(宇品)行
「南区役所前」下車
- 紙屋町・八丁堀から
バス(23番)大学病院行「皆実町一丁目」下車
- 市役所から
バス(7番)仁保車庫前行、向洋新町行
「皆実町一丁目」下車